

# 千葉県報

号外  
令和6年10月22日

号外第61号

主 要 目 次  
告 示  
○ 土地収用法に基づく事業の認定

告

示

## 千葉県告示第四百九十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十條の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和六年十月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊 人

- 一 起業者の名称 いすみ市
- 二 事業の種類 いすみ市夷隅庁舎整備事業
- 三 起業地  
1 収用の部分 千葉県いすみ市弥正字曲田地内  
2 使用の部分 なし
- 四 事業の認定をした理由  
1 法第二十條第一号の要件への適合性  
いすみ市夷隅庁舎整備事業（以下「本件事業」という。）は、いすみ市が、総合支所方式により設置している各庁舎のうち、夷隅庁舎について、老朽化による庁舎の劣化、耐震工事の未実施、洪水浸水区域内への立地状況及びバリアフリー等の未対応に伴い、新たに庁舎を整備する事業であり、法第三十條第三十一号に掲げる国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設に関する事業に該当する。  
したがって、本件事業は、法第二十條第一号の要件を充足すると判断される。  
2 法第二十條第二号の要件への適合性  
起業者であるいすみ市は、本件事業に要する経費について予算に計上し同市の議会の議決を経てきており、完成までの明確な計画の下に本件事業を進めていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有するものと認められる。  
したがって、本件事業は、法第二十條第二号の要件を充足すると判断される。  
3 法第二十條第三号の要件への適合性  
(一) 得られる公共の利益

本件事業は、いすみ市が、いすみ市弥正字曲田地内の二、〇三六・八九平方メートルの土地に新たな夷隅庁舎（以下「本件施設」という。）を整備する事業である。

現夷隅庁舎（以下「現庁舎」という。）は、旧耐震基準により昭和四十四年に建設され、築五十五年が経過しているが、雨漏りや外壁の爆裂等の老朽化が顕在化していること、建設後に大規模な改修や耐震改修工事も実施していないことから、躯体に影響を及ぼすまでに劣化が進行していることが確認されており、また、令和二年五月二十八日付けで千葉県から夷隅川流域の洪水浸水想定区域の更新が公表され、現庁舎敷地全体が想定浸水〇・五から三・〇メートル未満の区域に指定されたことから、現庁舎への浸水被害も想定されている。

さらに現庁舎の躯体や設備機器の老朽化によって、使用できる事務室や会議室が限られていること、現庁舎敷地は高低差があり、均一の高さに造成していないため、駐車場と庁舎に段差が生じているほか、庁舎内のトイレの段差やエレベーターの未設置など、バリアフリーに対応していないことから、高齢者や身体障害者にとつて、非常に不慣れた庁舎となっており、公的施設として問題のある庁舎であるため、利便性や行政サービスの低下を招いている。

本件事業により、洪水浸水区域外に新庁舎を整備することで、防災・災害対応拠点としての立地を得ることができ、かつ、建築基準法に基づく新基準の耐震基準を満たし、バリアフリーに対応することができる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

### (二) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び千葉県環境影響評価条例（平成十年千葉県条例第二十六号）に基づく環境影響評価の対象外事業である。

本件事業が動植物へ与える影響については、本件起業地には絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に該当する種等の希少動植物の生息情報は確認されていないほか、起業者は、今後同法に該当する動植物の存在が確認された場合、所管官庁に報告し、適切な措置を講ずるとしている。

また、起業地は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地には該当していない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

### (三) 事業計画の合理性

起業地の選定に当たっては、現庁舎を中心に公共交通網が整備されている状況を踏まえ、現庁舎敷地又は近隣地へ整備することとし、二案が検討されているとこ

ろ、申請起業地は、洪水浸水想定区域外の立地であり、いすみ市農林業センターに隣接するため公共施設の集約化が図られるとともに、商業施設等集中地区及び今後整備予定の荻谷新田野バイパスに近く、適正規模の建設が可能であること、仮庁舎が不要な点や現庁舎跡地も活用できる等の利点があること等から申請された案が最も合理的であると考えられる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により、得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越するものであり、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

3 (一)で述べたとおり、現庁舎は、災害対応拠点として問題点を抱えており、現状のまま災害時での災害対応拠点として今後も継続利用していくことは、非常に困難な状況であるため、早期に災害対応拠点となる本件施設を整備する必要がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に全面的かつ恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。

五 起業地を表示する図面の縦覧場所 いすみ市総務課

購読料 本号 一部 六円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

購読申込先

千 葉 県  
〇四三(二三三)二六五八